弁理士登録公告

平成30年５月23日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。

登　録

月　日	登録番号	氏　名
５月23日	21552	小林　翼
５月23日	21553	両角　禎憲
５月23日	21554	伊藤　茂稔
５月23日	21555	今井　貴裕

登録抹消

年月日	登録番号	氏　名	事　由
平成29年７月24日	06445	田中　正治	死亡抹消
平成30年４月25日	09553	水谷　安男	死亡抹消
平成30年４月30日	15643	廣田　直之	申請抹消
平成30年５月17日	10859	佐伯とも子	申請抹消

弁理士数　11,357名

（平成30年５月23日現在）

平成 30 年 6 月 11 日　　日本弁理士会

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成30年５月18日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第47条第２項に基づき公告します。

平成 30 年 6 月 11 日

宮城県仙台市青葉区上杉１丁目16番８号

東北石油業厚生年金基金

清算人　高橋　　脩

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成30年５月18日をもって清算結了の承認を受けたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第43条に基づき公告します。

１．清算人氏名　高橋　　脩

２．住所　宮城県仙台市青葉区上杉１丁目16番８号

平成 30 年 6 月 11 日

東北石油業厚生年金基金

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成 30 年 6 月 11 日　　岡山県教育委員会

１　失効した免許状

氏名　三宅　悠介、本籍地　岡山県

免許状の種類、番号、授与年月日、授与権者

⑴　小学校教諭一種免許状

平24小一第17号

平成24年10月１日、岡山県教育委員会

⑵　中学校教諭一種免許状　外国語（英語）

平24中一第52号

平成24年10月１日、岡山県教育委員会

⑶　高等学校教諭一種免許状　外国語（英語）

平24高一第84号

平成24年10月１日、岡山県教育委員会

２　失効年月日　平成30年５月11日

３　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第２号該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢35～55歳の男性、着衣はジャンパー、シャツ、ズボン、所持品は腕時計、緑色携帯型ライト

上記の者は、平成30年４月９日午前11時頃、茨城県久慈郡大子町大字上野宮1869番地、小三方南方約140メートル先八溝川内で白骨化した状態で発見されました。死亡推定日時は１ヶ月～２ヶ月内外、死因は不詳。身元不詳のため遺体は火葬に付し、遺骨は町有墓地で保管しています。心当たりの方は、当町福祉課まで申し出てください。

平成 30 年 6 月 11 日

茨城県　　大子町長　綿引　久男

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十九年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月十一日

札幌市豊平区平岸二条四丁目三番三号

有限会社平岸グリーン商事

清算人　佐々木光嗣

解散公告

当組合は、平成三十年五月十九日総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月十一日

札幌市中央区南六条西七丁目一番地三

札幌市アパート業協同組合

清算人　松浦　正典

解散公告

当社は、株主総会の決議により平成三十年五月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月十一日

仙台市泉区市名坂字野蔵一〇一番地の二三

株式会社くるまや・Ｌｅｏ

代表清算人　津田　信子

解散公告

当法人は、平成三十年五月二十九日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月十一日

群馬県高崎市昭和町三番地一　シャルマンコーポ八〇一

特定非営利活動法人おんがくくんま

清算人　日下　敬介

解散公告

当社は、平成三十年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月十一日

千葉県浦安市日の出七丁目六番一一号

株式会社ワイズ

代表清算人　太田　順子

解散公告

当社は、平成三十年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月十一日

東京都千代田区神田小川町三丁目一一番地二

ＪＡＰＡＮ　ＣＡＰＩＴＡＬ株式会社

代表清算人　鈴木　美幸